

第43回関西広域連合委員会

日時：平成26年3月27日（木）

午後3時45分～午後4時50分

場所：リーガロイヤルNCB 2階 淀の間

開会 午後3時45分

○広域連合長（井戸敏三） それでは、第43回の連合委員会を開催させていただきます。協議事項、報告事項ございますが、時間厳守で運営したいと思います。

それでは協議事項の1番目、原子力防災対策に関する申し入れについて資料1をお諮りさせていただきます。広域防災局長から説明させます。

○広域防災局長（杉本明文） 原発の再稼働につきましては、現在、原子力規制委員会で安全審査が行われております。また、報道によりますと優先審査対象原発の決定も間近で、夏には再稼働の判断もあるのではないかというふうに言われております。一方で、原子力防災対策につきましては、車の両輪とされながらいまだ不十分な点が多いということで、申し入れをさせていただこうというものでございます。

1枚別途配付をさせていただいておりますが、以前に配付をいたしております2枚目のほうからごらんをいただきたいと思っております。過去1年間に行いました広域連合の申し入れと政府の対応状況をまとめております。原子力防災対策の他に、裏面に原発の安全対策の項目についてもまとめておりますが、原子力防災対策のほうは○が少なく×や△が多いという状況かと思っております。最初の×のところ、あるいは下から3行目のところは災害時要援護者対策、それから、（2）の避難経路の確保、（4）のモニタリング情報の活用、こういったものは避難対策として不可欠でございます。それから、（8）の事業者との安全協定につきましても、避難対策等を講じる上で重要な事項だと考えております。また、（7）30キロ圏域外、いわゆるPPAと言われる区域で必要な対策、これは具体的にはプルーム通過時の屋内避難とか安定ヨウ素剤の服用等になりますけれども、これにつきまして原子力対策指針そのものが必要性を明記

しておりますけれども、現時点では具体的なところまでほとんど手付かずの状況と聞いております。また、屋内待避等を指示するに当たりましては、（５）のSPEED Iの予測情報、あるいは（３）のUPZ圏域外も含めたモニタリング情報の活用、こういったことが不可欠でございます。こうした事項につきましては、仮に原発の再稼働の判断がされるんでありますと、それまでにできる限りの対策を講じておく必要がありますが、国において具体的な指針を示していただければ広域連合や府県としても対応が難しいと、こういった項目でございます。

そこで改めて国に申し入れを行いたいということで、１枚目の申し入れの案文を示させていただきます。１段落目でございますが、原発事故は絶対起こしてはならないということ。２段落目ですけれども、これまでの国の動きを記述しております。３段落目は、広域連合として国の要請も受けまして広域避難のガイドラインを取りまとめたこと。ガイドラインにつきましては後ほどご報告をいたします。それから、４段落目、５段落目、取り組みの不十分な点について早急に取り組んでほしいということとを求めています。

具体的な申し入れ項目、６項目でございます。一つ目はいわゆるPPA対策、これを早急にやってほしいということ。二つ目でございますが、UPZ外の地域も含めたモニタリング体制の充実。三つ目は要援護者の避難対策。四つ目はスクリーニング、除染、交通事業者への要請と避難実施の際の方針を具体的に示してほしいということ。五つ目は事業者とUPZ圏域内の自治体との安全協定の締結。また、安全協定によらずとも、協議、提言できる法的な仕組みの構築。それから六つ目は、十分な財源措置。以上、６項目でございます。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） この点につきましては、ただいま説明がありましたように星取り表で×と△の部分を中心に取りまとめをさせていただいているものでございます。再稼働審査の前にもきちんと再度申し入れの必要がございますので、今回お諮りさせていただきました。この申し入れをすることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○広域連合長（井戸敏三）　それでは、この申し入れをさせていただくことに決めさせていただきます。

続きまして、関西広域連合の来年度、26年度の体制につきましてご説明をさせていただきます。本部事務局お願いします。

○事務局　資料2をお願いいたします。平成26年度の関西広域連合の体制でございます。一つには特定課題組織の強化ということで、現在設置しております関西イノベーション国際戦略総合特区推進室、この名称を関西イノベーション推進室と改めまして、国家戦略特区をはじめとする特区事業に対する取り組みに加えまして新たに下の処理する事務、二つ目の・ですが、産学官連携スキームの構築という観点から新たな検討課題に取り組みたいと考えております。関西にございます産学官のそれぞれの基盤を連携しまして、新たな独自のビジネスシーズを掘り起こしていくという仕組みを検討していきたい、進めていきたいと考えております。それに伴いまして下の図でございますが、現在の特区推進室の中に新たに産学官連携担当の参事とラインを設けまして、取り組んでいきたいと考えております。なお、近く発表等も予定されております国家戦略特区の動向等を踏まえまして、より関西広域連合としての取り組みにふさわしい組織のあり方というのが必要であれば、また改めてご相談したいと考えております。

次のページでございます。事務局体制の強化といたしまして、一つには本部事務局を現在、計画課と国出先機関対策PTを一体的に諸課題に取り組む体制としたいと考えております。一つには、平成26年度、新たに近畿圏広域地方計画の策定に向けた検討。これは次の議題でご相談いたしますが、それについても取り組むこと。また、琵琶湖、淀川流域対策等の検討にも着手したいと考えておりまして、それに対応する体制といたしまして、現在の計画課と国出先機関対策PTを一体的に動くようにしていきたいと考えております。

大きな3番目、分野事務局でございますが、今年度策定いたしました次期広域計画の広域環境保全分野で新たに事務を追加したことに伴う組織整備、また、広域産業振興局の体制整備に伴う調整でございます。

その他、マスターズスポーツの関係で組織を整備いたします。一つには、関西版のマスターズスポーツを独自に進めていくということで、関西マスターズスポーツフェスティバルというのを26年度から開催することといたしました。これまでそのスキームを検討するために設置しておりましたプロジェクトチームを解消し、新たに実行委員会にその事務を引き継ぐということと合わせまして、次のページでございますが、2021年の関西ワールドマスターズゲームズ、これを今年度の9月には組織委員会等で改組して具体的な準備を加速していくわけでございますが、この準備委員会の事務局を関西広域連合に置くということにしておりますので、それに伴う選任の事務局体制を整えようとするものでございます。行政と民間のほうからも駐在をお願いいたしまして、産官連携の推進体制を整備しようとするものです。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） この26年度からの推進体制、ご説明申し上げましたが、特にご意見ございますでしょうか。どうぞ、嘉田委員。

○委員（嘉田由紀子） 産学官イノベーション推進体制、いろいろご議論いただきありがとうございます。近々、国のほうで特区の指定がされるということでございますけれども、この関西イノベーション推進室の動き方というところで、具体的には副室長、参与、どういうふうに役割を果たすのか、動くのか、少し見えにくいところがございます。今日のところはこれで抽象的な議論をしても進まないと思うんですが、いざ特区が国で認められたときに特区で直接挙げられる地名のところと、それから外れるところも含めて、関西全体としてどうしたら全体の強みを発揮できるのかということでご工夫をいただきたいということを少しテークノートしていただけますでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 事務方からも説明したと思いますが、国家戦略特区の

指定の内容によっては、この組織自身も再検討しなくてはならないかもしれませんので、その辺も明日公表されるように聞いておりますから、その結果等を踏まえながらまたご相談をさせていただきたいと思えます。ただ、いずれにしても個別の問題と、それから、少し中長期的な研究テーマを産官学で進めていかなければならない課題等、違うところも出てくるのではないかという意味で仕分けをしてみたらどうかというのが議論でございましたので、その点もお含みいただいたら幸いです。

それでは、基本的にはこの体制で推進を図らせていただきます。よろしくお願いたします。

3番目は、近畿圏の広域地方計画への対応についてでございます。広域地方計画改定に対して、関西広域連合として近畿圏広域地方計画策定に積極的に提言をしていくということによって関西広域連合のいわば意思を、本当は広域計画に策定権限まで欲しいんですが、それがなくても関西広域連合としての創意を反映させていくという意味で作業しようということで、11月21日の連合委員会で対応を決めさせていただいたわけですが、26年度以降の対応についてお諮りをさせていただきます。事務局のほうから説明させます。

○事務局　今回改定をさせていただきました広域計画にも記載させていただいておりますように、国の一部の権限であっても移譲を求めていくというふうなことを明記させていただいているということでもあります。その取り組みの一環としまして、近々策定があるであろう近畿圏の広域地方計画、これの策定について積極的に関与していくというふうな方針を11月の連合委員会で確認をさせていただいたところであります。今回その方針を踏まえまして、26年度以降の対応について26年度も当然、国出先機関の地方移管というのを求めていきますが、実績を示すという意味で広域圏の地方計画、これの権限移譲を求めるとともに、実際に実現する当面の間、この近畿圏の広域地方計画の策定に参画するということも働きかけてまいりたい。あわせて、私ども広域連合の事務局のほうで有識者を中心にした研究会を立ち上げまして、関西圏の展

望について研究を進めたいというふうに考えております。それを構成団体の皆様にもお力添えいただきながら、下支えをさせていただいて進めたいと考えております。

現時点での想定スケジュールといたしましては、国土形成計画の参考1を見ていただきますと、現行の国土形成計画全国計画が平成20年7月に策定されております。計画の中にはおおむね10年という期間が明示されておりますので、30年ぐらいには新しい計画がつくられることになるのかなと思っております。あわせて、近畿圏の広域計画、ブロック別の計画でございますが、これもその1年後には策定というふうな流れになるのではないかと考えておまして、その方向を見据えながら進めたいと考えています。

ただ、今回、この国土形成計画の見直しという部分について国に二点動きがございます。一つは、昨年12月に施行されました国土強靱化基本法に基づく国の基本計画というのが現在策定作業中でございます。これが5月中には策定をされるというふうな状況でありまして、この基本計画は国土強靱化に関するいわゆる上位計画という位置づけ、アンブレラ計画だというふうに国のほうから聞いておりますので、それを踏まえる見直しというのがあるのではないかと。もう一点は、昨年10月から国土交通省のほうで新たな国土のグランドデザインの構築に関する有識者懇談会が設置されておまして、ここで新たな国土のグランドデザインの構築に向けた検討が進められておまして、一部の新聞報道では、6月ぐらいにはその内容が取りまとめられて、その内容を踏まえた形で全国計画の見直しが始まるのではないかとということでございます。こういった国の動きなども注視しながら、近畿圏広域地方計画の素案の策定に向けた作業というのを進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○広域連合長（井戸敏三）　　ご説明しましたように、国土形成計画の改定が直ちに行われようとしているわけではありませんが、その前段階の国土強靱化計画ですとか懇談会が開催されるとかっていうような動きも出てきてますので、我々としても準備を

進めていこうということでお諮りをさせていただいたものでございます。

ご意見等ございましたら。どうぞ、飯泉委員。

○委員（飯泉嘉門） 提言をして積極的にこの計画策定に関与をしていくということでありまして、仁坂知事さんを中心にして関西全体の広域インフラもやってきていますところでもありますので、この中で実は、具体的にこの計画に入れるっていうのは2府4県になっているんですね。例えばこのメンバーの中で徳島あるいは鳥取、これは隣接地域という扱いになっています。また、オブザーバーとして参加をしてもらっている福井、三重も隣接地域なんですね。こうしたことを考えていくと、是非、せめて二つ、あるいは四つでもいいんですけど、そこのところは一体で我々としては積極的に関与しているといいますか、計画を出していくんだということを申し添えていたきたいと。最終的には法律を改正しないと駄目なのかもしれないんですが。

○広域連合長（井戸敏三） 当然、鳥取、徳島、あるいは福井、奈良、三重の圏域はにらんでいるんでしょう。国土形成計画は2府4県だということにしているのか。

○事務局 現行の広域地方計画も法律上協議会を設置して、そこまで議論をした上でまとめることになっておりますので、そこにはいわゆる隣接地域の府県も参画していただいてまとめるという形になっています。したがって、そういうことをまずは連合で議論するんですが、隣接の県も入った形で議論を進めていくという作業も必要ではないかと思っております。

○委員（飯泉嘉門） それは従来と変わらないんですけど、せっかくだからこの機会に隣接地域でも特に関西広域連合に入っている、あるいはその準の構成メンバーとか、そうしたところも一緒に。その準のところはいいかもしれないですけどね。そういう形を言っておいていただくと、大分、関西広域連合という意味合いが出てくるんじゃないか。今のままだと、また先になってしまう部分がありますので。でも、確かに今では意見も言っているんですよ。国土形成計画をやるときには呼ばれますね。しかし、せっかくだから関西広域連合としてコミットしていくんだということになれば、そ

の一点を言っとかないと、結局はそこは準構成員ですからねみたいなことになって切られてしまうということがあるので、その点を是非ということで申し上げました。

○広域連合長（井戸敏三） 奈良とか三重とか福井も連携県としてこの検討幹事会等に参加していただくように要請をして、一緒に入っていただいて検討を進めていったらどうでしょうか。そういうふうにしていきたいと思います。どうぞ。

○委員（嘉田由紀子） 出先機関の改革が一方でなかなか進まない中で、この近畿圏の広域地方計画を広域連合として取り組むことは大変大きな意義があると思っております。二つ意義があると思います。一つは、実は私もかつての全総などの委員をやっておりましたけれども、それぞれの例えば整備局、農政局、厚生局、本当に国の霞が関の縦割りそのものが近畿圏の中でホッチキス留めされるだけで、まさに関西をどうするのかというようなところでの横つなぎの計画はほとんどできておりませんでした。それを今回、こうしてそれぞれの総合行政である自治体の首長がそれぞれの地域で横につなぎながら関西全体としての強みなり、あるいは、課題の対応を取ろうというのは地域計画として大変意味があると思いますので、ぜひここは広域連合全体で中身を詰めたものにしていただきたいと思います。

それからもう一つ、国土強靱化計画ですけれども、実は後から出てくる防災・減災プラン、これをここまでつくったということは、国がやろうとしている国土強靱化計画、実質関西はやり始めているんですね。これも大変強みだろうと思いますので、また、国土強靱化計画と防災・減災プランがどうつながるかというのは後ほど意見をさせていただきたいんですけれども、国のほうが日本の未来をこうしたいというときに関西として先取りしているということで、ぜひこの広域地方計画は力を入れていただきたいし、私たちも力を入れていきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。どうぞ。

○副委員（山下晃正） 確認と要望なのですが、まず一点は、この計画に対する対応は、我々の認識ですと、11月の連合委員会では連合協議会で有識者会議をつくって

検討するとのことだったということ。それからもう一点は、国のほうでは提案募集方式での権限移譲の話があり、2カ月ぐらいの募集期間に提案していかないといけないということとも連動しますので、その二つをもう少し吟味したほうがいいのではないかと考えております。

○広域連合長（井戸敏三） 後段の事務のほうはこの計画の内容検討とは直接関連してこないのではないかとと思いますが、作業をどうするかということであろうかと思っております。前段の協議会の下にこの研究部門を置くんですか。それとも、委員会の下に置くんですか。

○事務局 もちろん協議会にはご報告させていただこうと思いますが、我々が本部事務局として事務局をつなぎながら研究会を動かしていくと。その研究会の設置が協議会の下に置くか、その辺りのところについてもまた協議をさせていただきたいと思っております。

○事務局 当初は、協議会の中の有識者のグループでこの研究会を立ち上げようというのがもともとの構想でした。ただ、このテーマ、近畿圏全体の計画をつくる基礎的な調査をするときには、そこに限定せずにもう少し幅広い学識者の皆様の参加を得てやったほうがいいのではないかなと今考えてます。ですから、その位置づけはいずれにしても関西広域連合に置く委員会であることは間違いなくて、それを丸ごと広域協議会の下に位置づけるのか、連合のこの委員会に直接ぶら下げるのかということについては、もう少し相談させていただきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 協議会に置いたら、委員の人選とかで持ちにくいので、研究会レベルはこの連合の計画課が中心に進めていくということになるのではと思っています。そして、一定の成果が出てきたときに、その協議会にどういう形でお諮りするか。そして、お諮りしたときにどういう形でもんでもらうか。もんでもらうときに分野別にもんでもらうのか、総会形式でもんでもらうのか。その辺はその成果を見た上でまたご相談したいなと思っています。よろしいでしょうか。そういうことでや

らしてください。

それでは続きまして、大きな事項が三つあるんですが、防災、減災プランの風水害対策編と感染症対策編と新型インフルエンザ対策編と鳥インフルエンザ、口てい疫対策編と、それから、原子力災害の広域避難ガイドラインについて、これらを一括して、又はそれぞれ別々に説明しますか。

○広域防災局長（杉本明文） どちらでも結構ですが。通しで。

○広域連合長（井戸敏三） 通しじゃないほうがいいね、長すぎるので。

○広域防災局長（杉本明文） わかりました。それではまず、風水害対策編からご説明をさせていただきます。本体資料は別冊資料4-7ということで別にお付けいたしておりますが、大部ですので概要版のご説明をいたします。

資料の4でございます。まず想定される風水害と取り組むべき課題ということで、想定される風水害といたしましては、大阪湾岸部では地盤が低い地域に都市が発達していると、こういう関西の地勢、気象特性等を踏まえまして対象災害のイメージを示しております。一つ目、淀川等の主要水系の洪水氾濫ということで、琵琶湖、淀川等が氾濫し、滋賀、京都、大阪を初め6府県で大規模浸水が発生するといったこと。二つ目は、巨大台風の接近による大阪湾岸部の高潮災害。これは室戸台風コースを西に40キロ平行移動させていまして、スーパー室戸台風で兵庫、大阪が大規模な浸水が発生をするという場合。三つ目でございますが、記録的な豪雨によりまして大規模な土砂災害が発生すると。奈良、和歌山で深層崩壊、河道閉塞等が多数発生すると。こういった場合を事例として想定をしております。取り組むべき課題と取り組みの方向性でございます。ここでは、プラン全体を要約する形で課題ごとの取り組みの方向性と広域連合の役割を整理をいたしております。課題の一つ目、風水害に強い地域づくり。方向性といたしましては、社会基盤施設の一層の整備、保水機能の維持、保全、風水害に強い土地利用、ハード、ソフトの組み合わせによる総合的な対策。広域連合といたしましては、流域が一体となった総合的な治水、治水理念の共有、あるいは、先導

的事例の情報提供による取り組みの促進、こういったことを行っていきたいと考えております。課題の二つ目、住民避難の実効性の向上でございますが、方向性として市町村への確実な情報伝達、ハザードマップの充実、避難勧告等の実効性の向上。広域連合としては、関西での水害リスク、災害情報伝達方法の共通化、発信力を生かした統一的な情報発信を行っていくということでございます。課題の三つ目、災害対応体制の強化でございますが、方向性として関係機関との連携強化、被害状況等の早期把握、市町村連携の推進、緊急物資の供給、備蓄、事前対応計画の検討、訓練、研修等でございます。広域連合として、関西の災害対応業務の共通化、標準化、広域ブロックや民間企業との協定、広域防災情報システムの整備、タイムラインの導入検討等に取り組んでいこうということでございます。次のページでございますが課題の四つ目でございます、応援、受援の円滑な実施でございます。方向性としては、初動体制の早期確立、応援、受援の円滑な実施。広域連合としては緊急派遣チームの派遣、災対本部による応援、受援調整、こういったことを行っていきたいというものでございます。

災害への備えでございます。平時からの対策ということで、まず風水害に強い地域づくりでございますが、基本的な考え方として氾濫防止、流域全体での保水、遊水、減災の諸対策の組み合わせ、施設管理者だけでなく関係者が連携して、上下流一体となって総合的な取り組みを推進をしていくということでございます。構成団体の取り組みでございますが、総合的な治山、治水の理念の下、構成団体が川、山、海、各分野のハード、ソフト対策を計画的に実施をして風水害に強い地域づくりを進めるということでございます。③先導的な取り組みでございますが、総合的な治山、治水を推進する条例といたしまして、ページが変わりますけれども、兵庫、滋賀の条例を紹介しておりますし、また、水害リスク情報の提供ということで、滋賀県の地先安全のマップを紹介をさせていただいております。それから、④の関西圏域最大の流域、琵琶湖、淀川水系での取り組みということで、上流部の治水安全度を向上させると下流

部の治水安全度が低下をするという上下流トレードオフの問題を抱えているということで、有識者による研究会を設置する等で関係府県、市町村とも連携をいたしまして、流域の課題と今後の方向性を確認をしていきたいと考えております。それから、

(2) の住民避難の実効性の向上でございますが、取り組みといたしましては、ハザードマップの充実の支援、避難勧告等の発令支援情報の伝達、発令基準の改善、住民への効果的な情報伝達、竜巻、局地的大雨に対する安全確保行動の周知など。それから、避難行動につきましては表に示しておりますように、屋内にとどまる安全確保も含めて住民への周知を図っていく必要があるとしております。その次、災害対応体制の強化でございますが、まず、関係機関との連携強化につきましては、専門家との連携、民間企業との協定。それから二つ目、円滑な情報収集、共有の仕組みといたしまして、広域防災情報システムの整備。次、4 ページでございますが、三つ目、市町村連携につきましては、機動性の高い支援が行えるよう府県を超えた市町村間の相互応援協定の締結を推進をしていく。それから四つ目ですが、物資の供給、備蓄につきましては、民間事業者と連携して緊急物資円滑供給システムの構築を進める。それと、関西全体の備蓄計画を策定をしていくと。それから五つ目、広域避難でございますが、大規模浸水を想定をした避難体制を整備をする。六つ目、タイムラインにつきましては、大阪湾巨大高潮等に備えるため、関係機関の連携で事前対応プログラムの導入を検討していくということ。それから七つ目、訓練、研究でございますが、各団体の災害対応能力の向上と団体間の連携強化を図る広域応援訓練、合同職員研修を実施をしていく。それから8 番目ですが、地域の防災体制。水防活動体制、地下街等の防災体制、避難行動要支援者の避難支援体制等の整備を進めていくということでございます。

それから、その次の災害発生時の対応でございます。(1) 体制の確立ですけれども、準備体制といたしましては、圏域内で府県の災害警戒本部、または対策本部が設置された場合、あるいは、それ以外で国内で甚大な被害が推測される場合に対策準備室を設置をいたしまして、情報収集、共有体制を強化をしてまいります。また、特別

刑法が発令された場合は、警戒本部を設置をいたします。甚大な被害が推測される場合は、緊急派遣チームを派遣をいたしまして情報収集をいたします。応援、受援体制につきましては、対策準備室、災害警戒本部を応援、受援調整室に改めまして、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた応援が必要な場合には、対策本部を設置をすることにしております。九都県市、九州ブロック、あるいは全国知事会との調整、これは広域連合で実施をいたします。それから、(2) 災害発生直前の対応でございますが、風水害は事前の予測が可能ですので、気象情報、水位情報の収集、共有、それから、タイムラインによる対応、早期の避難勧告等の発令と住民の安全確保行動、事業者等への早期の安全確保措置の働きかけを行ってまいります。それから、応援、受援の円滑な実施ということで、各分野の応援、受援を関西広域応援、受援実施要綱に基づきまして迅速に実施をいたしてまいります。5 ページの後半、ただいま説明をいたしました、それを図示したものを記載をいたしております。それから、6 ページから 9 ページにかけてずっと一覧表的なものが付いておりますが、災害が発生した際に被災団体や応援団体、あるいは広域連合、国、実動機関等が実施をする対策を一覧化したオペレーションマップというネーミングで付けているものでございます。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 風水害編、概要ですから、なかなか項目だけでどう動くんだろうかっていうのは想像が付きにくいところもあったのかもしれませんが、ようやくまとめることができました。これをベースにもう一度、具体的なシナリオ化していかないと動けませんので、具体的なシナリオ化を作業させていただいてさらにわかりやすいものに。いざというときにこれを読んでと言っても全然読めませんので、いざというときにきちんと動いていけるような、そのようなガイドラインとかシナリオに取りまとめていくように努力をさせていただきたいと思っております。

何かご意見等ございましたら。どうぞ、嘉田さん。

○委員（嘉田由紀子） よくぞここまでおまとめいただいたと大変感激をしております。

ます。と申しますのは、この関西広域連合を、私は知事になって必要だと思った一つの理由にこの問題がございました。私自身は過去30年、それこそ明治29年、昭和28年、それから昭和9年、昭和25年と関西圏でどのような水害が起きたか、どこでどういうふうに出たか、被害が起きたかということ、徹底的に30年掛けて調査してまいりました。例えば昭和36年の第2室戸台風、9月16日にこの大阪中之島は水についております。当時、大阪大学医学部があって、1階まで水についている。そして、ダイビルというところも1階が水について2階から逃げ出したと。土曜日の午後だったんですけれども。例えばこう言い出すと、際限なくたくさんそれぞれのところで被害調査をいたしました。その結果を、淀川水系流域委員会で近畿地方整備局がつくっている委員会でさんざん申し上げたんですけど、整備局は川の中しか対応を取れませんか。川の外の土地利用であるとか、建物の住まい方であるとか、避難体制は対応が取れませんかということで、実は知事になってから流域治水ということ、8年掛けてやらせていただき、ようやく三日前だったでしょうか、滋賀県議会で流域治水の条例を通していただきました。

二点特色があります。一点は、これまでの水害被害は実績洪水で対応を取っていたんですけど、これからを考えると実績洪水よりももっとひどいことが起きるかもしれない。最悪の事態を想定するのが、この地先の安全度マップでございます。つまり、大きな川があふれるだけではない。下水道があふれる。あるいは、くぼ地はもともとあふれるおそれがあるわけですね。この地先の安全度マップを土木学会の皆さんの支援もいただきながら、全国で初めてつくりました。この想定洪水に基づいて建築規制や土地利用規制をするということは、初めてでございます。これは、自治体だからできたんですね。二つ目のポイントというのは、自治体だからできたということ。河川法だけではなくて河川整備計画、例えば災害対策基本法、それから水防法、それから都市計画法、全て自治体は横つなぎができるわけです、総合政策ですから。ということで、この地先の安全度マップに基づく流域治水条例は、関西広域連合は横つなぎの

地自体ですから、例えば大きな河川については流域治水的な条例もつくれば、かなり最悪の事態、命を守るということも可能ではないかと思えます。

そういう意味では今回この見事な防災プラン、風水害編をつくっていただいて、私は大変感激をしております。ぜひともこの第一歩を次の二歩、三歩というところで、例えば琵琶湖、淀川水系の次の展開につなげていただけたらと思っております。

そのようなところで、後に新型インフルエンザのこともございますけれども、広域連合をつくった一つの大きな意味がこの防災、減災プランにあるだろうと。これは、国が国土強靱化法をつくって、本当は国もこのくらいまで踏み込んでほしいなど、踏み込めたらいいなということを思っております。担当の皆さん、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） 嘉田委員のほうから若干評価をいただいたんですけれども、先進的な取り組みはまだ紹介にとどまっております、これが全体の制度化にまで至っておりません。そのような意味で、これからさらに成長させていかななくてはならない減災、防災プランだと思っております。ご意見等、さらにもうかと思えますが、専門分野からも分析をしていただいて、ぜひご注文をいただきたいと思っております。

それでは、時間の関係もありますので次に進めさせていただきます。次は、新型インフルエンザの感染症対策編です。

○広域防災局長（杉本明文） 資料の5をお願いいたします。感染症対策編、新型インフルエンザ等でございます。昨年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されまして、政府や都道府県で行動計画が策定をされております。広域連合といたしましても、これら構成府県等の対策を補完し、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策が実施できるように、広域調整を行うための方針を取りまとめるということで策定をいたしております。

対象とする感染症でございますが、これは特措法と同じものがございます。

二つ目の対策の目的と基本的な戦略。これにつきましても特措法、政府行動計画と同じでございまして、すなわち一つは、感染拡大を可能な限り抑制をし国民の生命及び健康を保護するという事。二つは、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることです。

2 ページをごらんいただきたいと思ひます。三つ目の新型インフルエンザ等対策の留意点です。基本的人権の尊重等、政府行動計画に掲げる点に加えて、応援職員の感染、あるいは応援職員を通じた感染の拡大というリスクにも留意をすること、必要があるということも記述いたしております。

4 番目、新型インフルエンザ発生時の被害想定です。これは政府の行動計画が想定をしております、これを基に関西の人口で案分をしたものを掲載いたしております。

5 番目、発生段階です。発生からまん延に至るまで状況が常に変化をします。まいりますので、あらかじめ発生段階を設けて段階ごとの対応方針を定めるものになります。発生段階は、未発生期、海外発生期、関西圏域内発生早期、同じく感染期、小康期という6段階です。

6 番目、新型インフルエンザ等対策です。これは6項目にわたって対策をまとめております。まず一つ目、実施体制です。その一つ目の準備体制、警戒体制ですが、海外で動物インフルエンザが発生すれば段階的に体制を整えていくことにしております。まず、対策準備室を設置をいたしまして、海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府の初動の対処方針が決定されたときに警戒本部を設置をいたします。次、3 ページですが、二つ目、関係機関、団体等の連携強化です。構成団体、連携県、保健所設置市、市町村、広域連合の他分野局、相互応援協定のある広域ブロック、それから国、広域実動機関等、指定公共機関、登録事業者、こういったところと連携を図ってまいります。それから、新型インフルエンザ等対策本部は、政府、若しくは都道府県の対策本部の設置、あるいは、

緊急事態宣言が発布をされまして広域応援が必要と判断される場合に設置をするものでございます。新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練も実施をしております。それから、二つ目のサーベイランス、情報収集でございますが、これは構成団体、連携県がサーベイランスを行いますので、その情報を広域連合として共有をしていこうという形で取り組みを進めてまいります。それから、3番目の情報提供、共有でございます。その一番目の情報発信等でございますが、構成団体等と密接に連携をいたしまして、ポータルサイト等を活用して情報提供、共有を図ります。また、統一メッセージという形で発信も行ってまいります。それから、構成団体にはコールセンターが設けられます。そのコールセンターに寄せられる問い合わせ等の情報を集約をして、圏域内での共有を図ってまいります。また、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置が取られているのかということについても、広く広報していきたいと考えております。それから二つ目、報道機関等への情報提供の調整でございますが、個人情報の取り扱いに関する基準など、圏域内で共通化を図る必要がある情報につきましては、広域的な調整を行ってまいります。また、風評被害の抑止ということで、正しい情報の発信にも努めてまいります。4番目、予防、まん延の防止でございます。水際対策についてはこれを実施しております検疫所と連携を図ってまいります。それから二つ目、社会的対策。構成団体等が住民事業者等に対する感染対策の呼びかけ、あるいは学校に対する臨時休業等の要請、これを行いますので、広域連合では府県をまたがる場合、そのようなケースについて調整を行ってまいります。また、緊急事態宣言がなされている場合には、構成府県が住民に対しまして不要不急の外出の自粛、あるいは、学校、保育所等に対して施設の使用制限などを行ってまいりますので、これも府県をまたがる場合には広域連合が必要な調整を行ってまいりたいと考えております。また、予防接種でございます。特定接種につきましては住民接種に先立ちまして登録事業者、あるいは公務員に対して実施をされます。その範囲、総数、接種順位等は国の方針で決められます。広域連合は、府県をまたがるような事業者について特

性接種が効率的に実施できるように働きかけていきます。また、住民接種につきましても、これも優先順位を政府において決めていきますけれども、基本は市町村による集団的接種となっておりますが、他府県の病院、あるいは施設への長期入院、入所者、里帰り分娩等の妊婦、こういった方々について広域接種を実施する体制、これを整備をするということについて協力をしてまいりまして、関西圏域におきましても円滑に実施できるように努めてまいります。また、必要に応じてワクチンの広域融通調整にも取り組んでまいります。それから、（５）医療でございます。これは①、それからその次のページ②でございます。おおむね構成団体において体制が構築をされるものでございます。広域連合としては、こういった事項についてプランの上で明記をすることによりまして水準の維持、あるいは向上、こういったことを図っていくということでプランに記述をさせていただいております。また、③でございますが、医薬品、医療資機材の整備、融通に取り組みます。④でございますが、発生早期における患者搬送車の提供体制、この構築にも努めてまいりたいと考えております。

それから、（６）府県民生活、府県民経済の安定の確保でございます。一つ目、指定公共機関等に関する調整でございますが、指定公共機関や登録事業者等には事業継続を行っていただく必要がございます。構成団体等は指定公共機関の緊急物資の輸送、あるいは物資の売り渡し等の要請、指示を行ってまいります。広域連合は、事業者等が府県をまたがり一元的な要請等を行うことが求められる場合は、必要な広域調整を行ってまいります。それから、府県民、事業者への統一的な情報発信でございますが、事業者のサービス水準が低下をする、あるいは物価が変動するというようなことがございますので、広域連合はその発信力を生かして統一メッセージを出す等で、関西府県全てを対象とした一斉の呼びかけを行ってまいります。また、広域火葬についても調整をしてまいります。

それから、先ほどと同じく次ページ以降、オペレーションマップを記載しておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 5年前に新型インフルエンザ第1号が神戸で発生しまして大変皆様にご迷惑をお掛けしましたが、そのような経験も踏まえまして取りまとめさせていただいています。

今頃気が付いたのですが、社会的規制の内容が甘い。もっときちんと書かないと。一番重要なポイントがこういう書き方だけでは困るので。我々はもっとやってきたのだから。

○広域防災局長（杉本明文） 本体のほうにはしっかり。

○広域連合長（井戸敏三） いや、書いてないんです。確認したんです。だから、これは補足をさせていただきます。

それから、もう一つ疑問になったのはこの最初の絵ですよね、赤と青の点々。対策を行ったが、まん延期間が延びるといふふうに見えてしまう。だから、対策を行ったらピークカットもするし、まん延期間も短くて済むよという絵にしておかないといけないのではないのでしょうか。

○広域防災局長（杉本明文） わかりました。これはピークを遅らせるということを基盤に置いた図だと思いますので。

○広域連合長（井戸敏三） ピークは遅らすのではなく、ピークはカットするんですよ。遅らすのではないのですよ。

○広域防災局長（杉本明文） ちょっと工夫させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） この辺少し、当事者から見るといささか変だなという気がしますので、直させていただきます。嘉田さんどうぞ。

○委員（嘉田由紀子） 本当に平成21年5月だったと思います。5月16日に神戸市で出て、そして滋賀県は5月20日だったんですけど、そのとき知事として本当に困りました。どういうふうに移動しているのか、府県を超えるところの情報がなかなか取れない。それから、学校の休校であるとかそういうことも判断がなかなか付かない。それで、当時はそれこそ井戸知事なり橋下大阪府知事なり、私たちホットラインを持

っていたので何らかの、かなり動けました。それから、舛添厚労大臣が真夜中でも電話に出てくださって、それでどうにか知事としての役割を果たせたんですけど、そのときにしみじみ思いました。広域連合のようなまさに情報を共有しながら備える仕組みが必要だと。人々は動いているわけですから、その動きに対応できる仕組みが必要だと。これも3年掛かってここまで作っていただいたのは、広域連合を作った一つの大きな意味だろうと。手放しで褒めてはいけないかもしれないんですが、担当の皆さんのご苦勞、そして、これをより実効性のあるものにするのは私たちの次の責任だとも思っております。本当にありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございます。滋賀に飛び火したのは、三宮の某ハンバーグ店でのアルバイトの学生に移り、それが飛び火したもの。徳島にも。そういう意味での、新型インフルエンザの感染症がどういう形で広がるのか、やはりなかなか予測が付かない。だからこそ、逆にシャットダウンするために、相当思い切った社会的規制をできるだけ早めにやっていくということが重要だというのがそのときの経験でございました。

それでは、若干の補足をさせていただいてオーソライズさせていただきます。

続きまして資料6の鳥インフルエンザ、口てい疫等の感染症対策編についてご説明させていただきます。

○広域防災局長（杉本明文）　　このプランにつきましては、構成府県等が国の防疫指針に基づきまして、鳥インフルエンザ、口てい疫等の防疫措置を円滑に実施できるよう、広域連合が行う応援、受援の広域調整について方針を取りまとめるものでございます。

まず、関西圏域の畜産業を紹介しております。産出額ですが、記載のとおり全国の6.4パーセント、農業産出額に占める割合は21.3パーセントということで、それほど全国的に見れば大きくないということです。また、関西圏域では兵庫県と三重県で約半分の産出額を占めているという状況でございます。

二つ目、関西圏域における特定家畜伝染病の発生状況でございますが、平成16年2月に高病原性鳥インフルエンザが発生をしております。その後、散発的に発生をしております。口てい疫につきましては、関西では発生をしております。

2 ページをお願いいたします。3 番目の発生、まん延への備えでございます。

(1) 発生時に備えた準備でございますが、まず、早期通報体制等の整備ということで、異常家畜発生段階での通報体制を整備しようということでございます。畜産部門の近畿農政局ルートと防災部門の広域連合ルートで多重化を図ってまいります。②初動防疫に必要な農家情報等の収集、共有でございますが、農家の所在地、畜種、飼養頭羽数、焼埋却地等の確保状況等の情報を把握をいたします。また、マップシステムを活用して、想定される搬出制限区域の農家情報や飼料等の搬送ルートについても情報の共有を図ってまいります。三つ目、初動防疫に必要な人員等の確保でございます。構成府県等が人員、資材等の確保を行うのに合わせまして、関西における家畜防疫員、防疫資材に関する情報の共有を図ります。それから、(2) 家畜の所有者に対する指導、助言等。それから、(3) 畜産関係者への海外渡航に関する指導。これらにつきましては、いずれも構成府県の業務でございます。飼養、衛生管理基準の遵守のための業者指導でありますとか、焼埋却地の確保、あるいは海外渡航の自粛要請等につきましては、構成団体間で均質な対応が実施をされるようにプランに明記をしたものがございます。(4) 広域防疫訓練及び派遣要員の安全研修、これにつきましても実施をしてまいります。

それから4番目、発生、まん延時の対応でございます。段階的な対応体制をここでも整備をしていく予定にしております。状況等に応じまして、警戒本部、それから対策本部という形で設置をしてまいります。それから、(2) 防疫措置の円滑な実施ということで、これにつきましても構成府県が実施をするものがございますが、次ページに記載のような措置が適切なレベルで実施をされますように、プランに明記をしているところでございます。広域連合といたしましては、通行の制限、家畜等の移動の

制限、消毒ポイントの設置等にかかわる情報共有を行ってまいります。それから、

(3) 人員、資材の応援、受援でございます。その一つ目、初動防疫に必要な家畜防疫員の派遣、防疫資材等の融通。これにつきましては、国が平成23年に防疫指針を策定する前から関西圏域では独自に派遣制度を設けておりますので、それを継承して実施をしてまいります。それから、家畜防疫員以外の人員の派遣でございますが、家畜防疫員だけでは賄いきれない業務に対応して、広域連合が職員の派遣調整を行ってまいります。(4) 広域伝播を防ぐための交通拠点における消毒徹底の依頼でございます。空港、港湾等の交通拠点における消毒の徹底を施設管理者に依頼をしてまいります。(5) 風評被害対策ですが、これは流通業界向けの対策に重点を置いて実施をしていきたいと考えております。適正取引の要請でありますとか、公的機関や学校給食での畜産物の利用促進、あるいは、消費拡大イベントの開催等に取り組んでまいります。

次ページ以降、また同じようにオペレーションマップ、それから最後に、偶蹄類の家畜と鳥の飼養密度の地図を付けさせていただいております。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） これも実際に経験した対応等も踏まえまして整理をさせていただきました。初動体制が一番重要でありますので、その初動が組まれるような内容を盛り込ませていただいて進めていこうということが一つと、もう一つは、風評被害対策ですね。ですから、風評被害対策は科学的な事実を明確に示していくということが重要ですので、そのような意味で関西広域連合などがきちんとした情報を広域的に発信していくということが重要ではないかという見地で取りまとめさせていただいております。それでは、これもご承認をいただいたということにさせていただきます。

それでは、続きまして原子力災害におきます広域避難ガイドラインにつきましてご説明を申し上げます。

○広域防災局長（杉本明文） 原子力災害に係る広域避難ガイドラインを取りまとめましたので、ご報告をいたします。

まず、ガイドラインの位置づけ。その1、広域避難の調整経緯でございます。真ん中ほどの表、それから下の地図をごらんいただきながらお聞きいただきたいと思えます。福井県嶺南地域の原発のUPZ、いわゆる30キロ圏内の住民52万人の広域避難計画の策定が求められております。このうち福井県、滋賀県、京都府の府県外避難者25万人を、3府県の要請に基づきまして広域連合構成団体で受け入れるというものでございます。地図をごらんいただきますと、福井県の赤いエリア、高浜、おおい、小浜、若狭、この地域の住民を兵庫県のこの赤いエリアで、それから、京都府の青いエリア、宮津、舞鶴、綾部、京丹波、南丹、これを兵庫県の青いエリアと徳島県の鳴門市で受け入れる。さらに、徳島県域内は予備枠として活用させていただくということでございます。それから、滋賀県の緑色でございますが、これは大阪府で受け入れていただいて、和歌山県を予備枠として活用させていただくというものでございます。おめくりいただきまして2ページ、ガイドラインの目的でございます。避難元、避難先のマッチングや避難方針などを定め、避難元の広域避難計画策定を支援し避難先の地域防災計画に広域避難の受け入れを反映させ、関係府県全体の計画の整合を図るということで策定をいたします。

2番目、避難元と避難先のマッチングでございます。まず、府県のカウンターパート設定を行っております。福井県は兵庫、滋賀は大阪、和歌山、京都は兵庫、徳島が主たる応援府県ということでございます。これに基づきまして市町村間のマッチングをしております、これは下の表のとおりでございます。さらに、地区レベル、あるいは施設レベルのマッチング、これはもう実施をしております、これは本編のほうに記載をいたしております。

次のページに参らせていただきます。三つ目、広域避難の実施判断と情報連絡でございます。原子力災害時には国が、この枠囲みの中に記載しておりますが、EAL、あるいはOILと呼ばれる基準に基づきまして避難指示を出してまいります。その下に調整フローを記載しております。避難元の府県、市町は国からの避難指示があり次

第、広域避難の必要性を判断をしていただいて、避難計画どおりに避難できる場合は避難先府県に受け入れの要請をいたします。避難計画どおり避難できない場合は、広域連合が各府県の受け入れの割り当て調整を行おうということでございます。その下、広域避難の実施、それから避難生活支援、この辺りにつきましては次のページ以降で具体的に記述をしておりますので、次のページをお開きいただきたいと思います。

4の広域避難の実施方針でございます。1の避難手段でございますが、避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るために、避難実施の判断基準の異なるPAZ、UPZ、この区分に応じまして避難をいたします。表をごらんいただきますと、PAZ、いわゆる5キロ圏内でございますが、即時避難が必要でございます。自家用車で迅速に避難をしていただきます。また、自家用車で避難できない住民のために、速やかにバスを確保をするということでございます。それからUPZ、30キロ圏内でございますが、これは距離区分に応じまして地区単位に段階的に避難をするということ、集団避難を基本にバスの確保に努めてまいります。しかしながら、UPZでもOIL1、すなわち500マイクロシーベルトを超える場合は即時避難が必要になりますので、バスの確保が間に合わないおそれがあります。この場合には、自家用車の乗り合わせによる避難も計画をするということでございます。避難の流れは下の図のとおりでございます。PAZの住民につきましては極力乗り合わせていただいて避難中継所に移動をし、予防的に避難した場合を除きまして汚染検査、除染を行いまして、車両を一時保管をし、バスに乗りかえて避難所に移動をしてまいります。5ページお願いいたします。UPZの避難の流れでございますが、地区単位にバスで避難中継所に移動して、汚染検査と除染を行っていただきます。その上で、バスに乗りかえて避難所に移動するということでございます。それから、(2)バスの確保でございますが、これは今後、管内のバス協会との協定を締結をするように努力をしてまいります。それから、(3)避難経路でございますが、高速道路、あるいは国道等の幹線道路を基本といたしまして、代替経路も含めて可能な限り複数の避難経路を設定をしてまいります。そ

れから、（４）避難中継所です。避難元府県は関係府県の協力を得て、避難中継所を設置をいたします。避難中継所は、避難経路上のUPZ境界周辺に設置をするということを基本として、避難者の汚染検査、除染の他、車両の一時保管、バスの乗りかえ等を行います。それから、（５）汚染検査及び除染。これにつきましては、避難元府県が避難先府県の協力を得て実施をするということで、避難元府県は今後、関係府県、国、原子力事業者、放射線技師会等の関係団体と連携をして、実施体制を整備をしていただくということにしております。

6 ページお願いいたします。避難所と避難者支援でございます。まず、避難所につきましては、避難先市町村が設置をいたします。それから、（２）拠点避難所でございます。これは、避難先の市町村において避難者の受け入れに加えて、最終避難所へ振り分けを行う場所として開設ができるというものでございます。それから、（３）避難所の運営でございますが、避難開始当初は避難先市町村が中心となって避難所運営を行います。順次、避難元市長による運営に移してまいります。さらに、避難者による自主運営へと体制を切りかえるということでございます。それから、（４）避難所運営に必要な人員、物資でございます。これは、避難元、避難先の府県、市町村が協力をして確保をしていただくと。不足する場合は、広域連合を通じて他に協力を要請をしていくということにしております。それから、（５）二次避難への移行ということでございます。避難所の開設期間、これにつきましては原子力災害の特性に配慮をいたしまして、目安として2カ月を上限といたしております。可能な限り、早期に二次避難先への移行を進めていただきます。（６）他ブロックへの応援要請、必要に応じて行います。（７）費用負担ですが、広域避難の受け入れその他、避難者支援に関する費用につきましては、最終的に避難先府県、市町村の負担とはならないことを原則といたしております。

それから6番目、避難行動要支援者の広域避難でございますが、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮いたしまして、今後、市町村による個別避難計画の策定と合

わせて避難先の調整等の支援を行ってまいります。

それから7番目、国との関係を記載させていただいております。本ガイドラインの策定に当たりましては、広域連合も参加をしております。国の広域的な地域防災に関する協議会の下に設置されたワーキンググループで、国も交えて検討を重ねてきたものでございます。

以上、取りまとめの報告とさせていただきますが、避難元、避難先のマッチングのさらなる改善、あるいは避難中継所の設置場所、汚染検査、除染の実施体制の具体化、避難行動要支援者の避難計画づくりなど、これから細部をさらに調整をしていくものもでございます。今後示されます国の方針等も踏まえまして、引き続き検討を行ってまいります、その成果を順次盛り込んでいきたいと考えております。

現時点での取りまとめ、以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 大変盛りだくさんの説明をずっとさせていただきました。特に原子力編につきましては、これからの国の指針等のまとめによりましては改訂等をしていかななくてはならない分野が随分ございます。そのような意味で、今の時点での完成品だということでご理解いただいたらと思います。

一つだけ質問があるんですが、費用負担について最終的に避難先府県、市町村の負担とはならないことを原則とするというのは、誰が負担するんですか。

○広域防災局長（杉本明文） 原則的には避難元でご負担をいただきたいという決定になります。

○広域連合長（井戸敏三） 避難元か国、それとも事業者ですか。少なくとも受けるところでは負担はしませんということですか。

○広域防災局長（杉本明文） すみません、失礼しました。原子力損害の賠償に関する法律による事業者による賠償、それから災害救助法、こういったもので最終的には補填されますので、避難元におかれてはそちらのほうにまたご請求をいただくということになるかと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 嘉田さんどうぞ。

○委員（嘉田由紀子） これも本当に関西広域連合があったからということで、褒めることばかりで、私どもは避難させていただく長浜、高島、159自治会、集落ございます。この方たちにどう逃げてもらおうかということで、ここまで具体的にやっていただいで大変ありがたく思います。

例えば本編の43ページを見ていただきますと、湖北町、小学校が二つあります。小谷小学校、速水小学校。小谷小学校には四つの集落があります。その四つの集落が避難経路、国道8号からこう行って、一旦スクリーニングは長浜ドームでと。その後、大阪の長居公園までという形で一つずつマッチングができたので、これから滋賀県としては、ふだんこのルートと、お付き合いをしていることが大事なので、例えば、ここで取れたお米を長居公園のところにお持ちさせていただいて、ふだんからお付き合いをさせていただき、都市、農村交流というようなところでこのマッチングを生かして日常的なつながりをつくらせていただき、そして、「いざというときにはお願いします」というのができるといいかなと思っております。防災に言うと、それ、プラスアルファの仕事やということになるんですが、そこは総合行政ですから、それこそ農水の米が収穫されたらそちらに、松井知事のところにお持ちするというようなところで、長居公園の辺りの皆さんと、というような具体的な行動をしながらふだんからお付き合いさせていただくのが大事かなと思っております。いろいろ無理はあります。スクリーニングも何千人も無理だろうとかいうのはありますけれども、それはこの後、より実効性のあるものにしていきたいと思っております。本当に皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、平井さん。

○委員（平井伸治） 先ほどは国への申し入れも広域連合のほうで取りまとめていただき、いろいろ原子力安全対策に物を言っていたいただいでいること、我々としても頑張らないといけないなと思っております。また、今の避難計画のガイドラインでありますけ

ども、非常に短時間でここまでおまとめをいただいたこと、敬意を表したいと思えます。

鳥取県はオブザーバー県ということで、一応、京都府とカウンターパートであります。必要に応じて応援をするという仕組みになってはいますが、可能であれば活用いただいたほうがいいのかないかなと思いついて伺っていました。と申しますのも、先ほども井戸連合長からお話がありましたが、まだこれから大分バージョンアップしていかないとはいけません。一つは、今、嘉田委員も言及されましたけど、スクリーニングポイントの設定がまだできてないところがありますのと、その人材とか機材は、率直に申し上げて多分無理だと思います。例えば鳥取県であれば、今、周辺県でありますので、そういうことで国に要求をしまして、防護服だとか検査機材だとかもあり、また、避難訓練も何度もやっています、だんだんとスピードも上がってきました。それでもものすごく滞留するだろうと思います。ですから、そういうのはむしろ鳥取の人材とか、あるいは検査機器なんかも持ち出させてもらって、兵庫県、あるいは京都との県境辺りのスクリーニングポイント、これ、UPZの外のところの辺りで設定するのがいいんですが、それをやる時にはもう少し検討が要るのかなと思いついて伺っていました。

あと、我々のほうでやってみますと、実際に避難をするというときに、UPZ管内であればOILの2番のところでやるとしても、何日も掛けてやるというのは、多分、市民感情に絶対合わないと思います。ただ、国はそういうふうには設定しているんですが、なかなか地元説明会を何度やってもここは跳ね返されます。ですから、現実には鳥取県では5時間ごとに当番を決めまして、20時間で全部避難するという案を、先日、地域防災計画と広域避難計画を取りまとめをして決裁も受けました。やはり工夫しないと、なかなか難しいだろうと思います。その辺もいろいろと我々のノウハウがありますので、オブザーバー県ではありますけども、今後参考にさせていただいたらと思います。

特に福祉関係、これは要援護者のところが一番難しいです。これがまだ十分できていない感じがいたします。この辺のマッチングだとか避難の手段も必要であります。結局、前倒しで準備し始めないと間に合わないことになります。今のご説明ですと、こちらのほうはむしろ後からやらざるを得ないのかなというような雰囲気です。今プランを聞きましたけれども、それでは多分、現場がもたないと思います。ですから、特別な配慮をしながらやる必要があるかなと思います。いずれにしても、私どものほうでもいろいろと今、中国地方を巻き込みまして広域的な避難計画を作ったところでありますが、この辺はノウハウを共有させていただいたほうがいいかなと思いますので、今後よく相談をさせていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 積極的な提言、ありがとうございました。

福井県の避難の経路だとかスクリーニングポイントなどについてはまだ集合場所も空欄になっていますので、早速にここも埋めていかないとはいけませんし、埋めただけではスクリーニングポイントをどういうふうに運営していくのか、人材は何人必要なのかとか、そういうところが全部体系化されないと動いていきませんので、そういう意味では鳥取県のご経験を是非活用させていただきたいと思います。よろしくお願います。国に対してもスクリーニングポイントにおける機器等の整備などについては、要請していかないといけない。

○委員（平井伸治） 結局、スクリーニングポイントを通らないと避難ができませんので、どうしてもここがボトルネックになるので、ここは重点的に考える必要があると思います。

○広域連合長（井戸敏三） これは議論したんだけど、自動車なんですよね、一番最初のスクリーニングポイントまでね。それがうまく本当に行くのだろうかというのが疑問なんです。

○委員（平井伸治） 渋滞シミュレーションを多分やらなくてはいけなくて、私どもも2千万円ぐらい掛けて山陰の方ではさせていただいております。それに基づいて

上手に避難すれば、できるようにはなります。結局、自家用車避難が増えそうです。結論において、5割以上の人はどうしてもバスで集まれと言ってもそちらへ行ってしまふんですね、人情として。だから、その辺は前提としながら計画を組まないとうまくいかないかもしれません。

○広域連合長（井戸敏三）　ありがとうございます。さらにこの辺は計画を詰めていくようにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

とりあえず25年度中に減災、防災プラン取りまとめるという宿題につきましては、以上ご説明したような形で取りまとめさせていただきました。課題まだいろいろ残っておりますが、明日バージョンアップしていくという基本姿勢で臨ませていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして関西「文化の道」事業につきまして、資料8によりましてご説明をさせていただきます。山下さん、お願いいたします。

○副委員（山下晃正）　関西「文化の道」の事業でこのような人形浄瑠璃街道のパンフレットを作成しました。この作成に当たりましては徳島県さんに大変お世話になり、ありがとうございました。また、文化庁の補助金を得ることができましたので、当初2万部発行の予定でございましたが、倍の4万部発行させていただくことになりましたので、幅広く活用させていただきたいと考えています。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）　ありがとうございました。いずれにしても、東京オリンピック、パラリンピックの併設事業としての文化事業について、広域連合として関西を上げて取り組んでいこうということで進めようとしておりますので、そういう一環としてもリードをしていただきましたら幸いです。

それでは次に、資料9の兵庫県ドクターヘリの事業移管と愛称決定であります、ご覧いただきましたらよろしいのですが、広域医療局のほうからご説明ください。

○委員（飯泉嘉門）　こちらは必ず頭にKANSAIが付くわけですが、のじぎく国体、そしてその後、兵庫県のマスコットとなりましたはばタンということで、

KANSAIはばタンとなりました。それぞれ全部鳥の名前が付いておりますので、よろしく願いをいたします。

○広域連合長（井戸敏三）　　こうのとりのとり、もず、藍バード、はばタン。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、准看護師試験の実施結果について本部からご説明申し上げます。

○事務局　　関西広域連合として初めて実施しました准看護師試験を2月16日に行い、合格発表を3月13日に執り行いました。実施の結果につきましては、表に記載していますように、99.8パーセントの合格率ということになっております。試験、それから合格発表とも、滞りなく終えられたことをご報告させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　　それから、最後に道州制のあり方研究会の最終報告でございますが、前回、各委員会からもご意見ちょうだいいたしまして、その結果も反映しながら取りまとめを研究会としてされて先日発表されております。ここではもうご説明は省略させていただきたいと思えます。しかし、大変な労作でありまして、仕組みをつくるのは何のためなのかっていうことを基本に置きながら検討を進めなくてはいけないということを強調していただいたところでございます。お手元に資料をお配りしておりますのでご参照いただきたいと思います。

その他に連絡事項がございますでしょうか。はい、どうぞ、嘉田知事。

○委員（嘉田由紀子）　　連絡事項ですが、皆さんのところにこの小さなパンフレット、ザイード・フューチャー・エネルギー賞というパンフレットがございますが、この主催をしておられるUAEの女性リーダーの方が今日お見えになりまして、ぜひ、関西の企業から応募をしてほしいというお誘いがございました。関西のほうではエコオフィスで1,000社以上でしょうか、登録もしていただいております。この間、エコオフィス大賞も関西として出させていただきました。また、滋賀県などでは温暖化対策で製品評価の仕組みもつくっておりますので、ぜひとも大企業編、中小企業編、NGO編、それから高等学校のグローバル高校賞というものもございますので、ぜひこ

ここに応募していただいて、かなり賞金が高いんですね。石油産出国で豊かな国ですので、それぞれ応募していただけたらというご案内でございます。また、詳しくは中も見ていただけたらと思います。以上です。

○広域連合長（井戸敏三）　ありがとうございます。いずれにしましても、関西全体で環境エネルギーについて取り組んでいますので、それに取り組んでる活動をこういう形で国際的に認められることは望ましいのではないかと思いますので、積極的な応募、7月の中旬が締切りのようですから、それまでの間に、最初のことですから目星を付けて勧奨するというようなことも含めて、ご検討いただければと思います。

その他に資料が二つ配られてます。

○委員（平井伸治）　糸賀一雄さんですが、これはこの週末、滋賀県におきまして嘉田知事が中心となって100周年の継承事業をされます。また、この人、鳥取で生まれていた関係で、4月12日、11月1日と鳥取でもイベントをしますが、ぜひ、障害者と共に生きる社会づくりにご協賛をいただければありがたいというふうに思います。

また、メディカルジャパン、これ、松井知事がお配りになったと思いますが、これすごいなと思います。国家戦略特区がこれから楽しみですけれども、それが決まってくるということになったら、ぜひ、構成団体に盛り上げて、ここに世界中の人を呼び込むぐらいのそういうメジャーなエグジビションになればいいなと思いますので、ぜひ、松井知事のご指導をいただければと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　ございますか、松井知事。

○委員（松井一郎）　もう今、平井知事から宣伝していただきました。この資料です。お願いします。

○広域連合長（井戸敏三）　それから最後に。

○委員（嘉田由紀子）　滋賀県のほうで、鳥取で生まれた糸賀一雄さんは昭和15年に滋賀県庁に入庁いたしました。その前、京都大学文学部で哲学などを学んだのです。そして秘書課長、食料統制課長などを経て、昭和21年に当時の知事に直訴をして、50

万でも100万でも出してやろうということで近江学園をつくられました。この学園を中心にしながら障害者の施設と、それから、今、アール・ブリュットと言っていますが、このアール・ブリュットも糸賀さん中心に広がっております。障害者、あるいは福祉というのは相手に恵んでやるということで、この子ら「に」世の光をと言いがちなんですが、「に」ではないと。この子ら「を」ということで、いわば主体を逆転したこの言葉が、その後、滋賀県の福祉の原点、また、日本の福祉の原点にもなっております。今度、3月29、30日に2日間、滋賀県のほうで障害者の芸術表現、そして、大江健三郎さんの記念の講演会なども計画をしておりますので、まだ余裕は少しあるようでございます。ご関心のある方は是非とも広報いただけたらと思います。平井知事、記念式典にお越しいただけるのでしょうか。29日のレセプションに。ありがとうございます。鳥取と滋賀がこうしてつながったということも、広域連合のおかげだと思います。ありがとうございます。

○広域連合長（井戸敏三） 用意しておりました議題は以上のとおりでございますが、その他に何かございますればお願いをします。

それでは、大変強行軍の日程でございましたけれども、半日ありがとうございました。

以上で第43回連合委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後4時50分

記者会見

○事務局　ここでもし質問がございましたら、記者の皆さんからご質問を受けたいと思います。本日は開始時間について混乱生じて迷惑掛けましたこととおわびいたします。では、質問のある方は挙手をお願いできますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○京都新聞　一点だけ井戸連合長にお伺いしたいんですけれども、防災、減災プランの風水害のほうで、琵琶湖、淀川水系の取り組みについて有識者による研究会も設置して考えていくというような文言が盛り込まれていますけれども、現時点でこれ、具体的にいつ頃から始めてどういう話し合いをしていくのかというのがもしあったらお願いしたのと、これが、先ほどこの近畿の広域計画の話もありましたが、今後の権限移譲に何かつながっていくような見通しで考えておられるかどうかというのをちょっとお伺いできればと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　4月に入りましてから具体の専門委員の先生方の人選を進めまして、そして、その具体の専門委員の先生方の検討会がスタートした時点で今後のスケジュールなどについてもご相談をしていくことになるのではないかと思います。今後の権限移譲との関連で言いますと、できればこの検討会での方向付けなどが権限移譲のいわば基本的な考え方にしていければいいなど。つまり、どうせ上流下流意見なんかまとまらないだろうと常に言われているわけでありますので、それに対して我々としてはこんな形での基本方向がまとめられたんだというような形で権限移譲につないでいければなど、こう思っているものでございます。

○事務局　よろしいですか。他にございませんでしょうか。

これで終了させていただきます。ありがとうございました。